

第18号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第八号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に改める。

第五条第一項中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、「第十四号」を「第十五号」に改め、第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第五条第四項中「法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「修学部分休業により勤務しない時間」の下に「、法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第六項及び第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定を適用する。

3 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第五条第四項、第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定を適用する。

幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第三条まで　（略） (支給割合)	第一条から第三条まで　（略） (支給割合)
第四条　（略）	第四条　（略）
一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員　百分の百七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百二十七・五）	一 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員　百分の百十二・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十二・五）
二 定年前再任用短時間職員　百分の五十三・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十九・五）	二 再任用職員　百分の五十五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十五）
2及び3　（略） (欠勤等日数)	2及び3　（略） (欠勤等日数)
第五条　前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日ににおける勤務時間条例による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては三分の二日とし、第十五号に掲げる期間にあっては二日とする。）として換算した日数（一日（第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては三分の二日）	第五条　前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日ににおける勤務時間条例による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第十号に掲げる期間にあっては三分の二日とし、第十四号に掲げる期間にあっては二日とする。）として換算した日数（一日（第十号に掲げる期間にあっては三分の二日）

間にあつては三分の二日) 未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数) を合計した日数とする。	一から十まで (略)
<u>十一 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をしていいる職員として在職した期間</u>	<u>(新設)</u>
<u>十二 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されかつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間 (団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)</u>	<u>十一 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されかつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間 (団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)</u>
<u>十三 結核休職期間</u>	<u>十二 結核休職期間</u>
<u>十四 勤務時間条例第十六条に規定する病気休暇 (以下「病気休暇」という。) により勤務しない期間 (次号に掲げる期間を除く。)</u>	<u>十三 勤務時間条例第十六条に規定する病気休暇 (以下「病気休暇」という。) により勤務しない期間 (次号に掲げる期間を除く。)</u>
<u>十五 引き続く七日以上にわたりない病気休暇の取扱いを受けた期間 (以下「短期の病気休暇の期間」という。) のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間 (短期の病気休暇の期間の初日の属する月 (当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月) の数が勤務期間において三以上ある場合に限る。)</u>	<u>十四 引き続く七日以上にわたりない病気休暇の取扱いを受けた期間 (以下「短期の病気休暇の期間」という。) のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間 (短期の病気休暇の期間の初日の属する月 (当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月) の数が勤務期間において三以上ある場合には、基準日の前日の属する月) の数が勤務期間において三以上ある場合に限る。)</u>
<u>十六 勤務時間条例第十七条第一項に規定する生理休暇により勤務しない期間 (条例第十九条第一項の規定により給与が減額される期間に限る。)</u>	<u>十五 勤務時間条例第十七条第一項に規定する生理休暇により勤務しない期間 (条例第十九条第一項の規定により給与が減額される期間に限る。)</u>
<u>十七 介護休暇により勤務しない期間</u>	<u>十六 介護休暇により勤務しない期間</u>
<u>十八 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</u>	<u>十七 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</u>
<u>2から3まで (略)</u>	<u>2から3まで (略)</u>
<u>4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>	<u>4 法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>

とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た時間」とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休

として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間」を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休

6 日等を除いた日ににおける勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 第五項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間と合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間とそれを合計した時間を育児短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 日等を除いた日ににおける勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 第五項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間と合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間とそれを合計した時間を育児短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

<p>(減額率)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>2 前項第一号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、一日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p>
<p>3 (略)</p> <p>第七条から第十五条まで (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第七条から第十五条まで (略)</p>
<p>付 裁</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、令</p>

和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定を適用する。

3 合和三年改正法附則第六条第一項若しくは第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第五条第四項、第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定を適用する。